



資料編



1 策定経過

開催日等	審議内容等
平成30年12月7日～ 平成30年12月25日	<p>子ども・子育て支援事業に係る基礎調査の実施</p> <p>東浦町在住の未就学児童（0歳～5歳）を800人無作為抽出 回収436通 回収率54.5%</p>
令和元年5月30日	<p>令和元年度第1回東浦町子ども・若者会議</p> <p>(1) 子ども・子育て支援事業計画の概要及び策定スケジュールについて (2) 子ども・子育てに関するニーズ調査結果について (3) 子どもの貧困対策推進計画及び児童虐待防止対策計画について</p>
令和元年7月23日	<p>令和元年度第2回東浦町子ども・若者会議</p> <p>(1) 子育て支援に関するアンケート調査結果の他市町村との比較について (2) 子ども・子育て支援事業計画骨子（案）について</p>
令和元年10月23日	<p>令和元年度第3回東浦町子ども・若者会議</p> <p>(1) 東浦町子ども・子育て支援事業計画（案）について (2) 東浦町子どもの貧困対策推進計画（案）及び東浦町児童虐待防止対策計画（案）について</p>
令和元年12月16日～ 令和2年1月15日	<p>パブリックコメントの実施</p>
令和2年2月14日	<p>令和元年度第4回東浦町子ども・若者会議</p> <p>(1) 東浦町子ども・子育て支援事業計画最終案について (2) 東浦町子どもの貧困対策推進計画最終案及び東浦町児童虐待防止対策計画最終案について</p>

2 東浦町子ども・若者会議条例

平成26年3月19日

条例第3号

(設置)

第1条 子ども及び若者に関する施策を総合的に推進するため、次に掲げる規定に規定する合議制の機関として、東浦町子ども・若者会議(以下「子ども・若者会議」という。)を置く。

- (1) 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条
- (2) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条第1項
- (3) 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第19条第1項
- (4) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項

(所掌事務)

第2条 子ども・若者会議は、町長又は教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 地方青少年問題協議会法第2条第1項各号に掲げる事務
- (2) 次世代育成支援対策推進法第21条第1項に規定する措置について協議を行うこと。
- (3) 子ども・若者育成支援推進法第20条第1項に規定する情報の交換及び協議を行うこと。
- (4) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 子ども・若者会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 公募により選考された者
- (5) 町の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・若者会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・若者会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・若者会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 子ども・若者会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・若者会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 子ども・若者会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 子ども・若者会議の庶務は、健康福祉部児童課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・若者会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・若者会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(東浦町青少年問題協議会条例の廃止)

- 2 東浦町青少年問題協議会条例(昭和29年東浦町条例第46号)は廃止する。

3 東浦町子ども・若者会議委員名簿

(敬称略)

氏名	所属団体等	備考
杉浦 義治	東浦町コミュニティ連絡協議会	副会長 ～令和元年7月22日 会長 令和元年7月23日～
神谷 英一	社会福祉法人東浦町社会福祉協議会	会長 ～令和元年6月16日
西尾 弘道		令和元年6月17日～
岡本 嘉仁	東浦町医師団	
小銭 周平	東浦町小中学校PTA連絡協議会	
山崎 宏子	東浦町民生委員児童委員協議会	
石川 澄恵	東浦町更生保護女性会	
中島 美枝	東浦町立保育園母の会連絡協議会	
山崎 紀恵子	特定非営利活動法人絆	
友永 涼子	東浦町子育てネットワーカー	
成田 盛雄	東浦町商工会	
近藤 栄治	東浦町校長会	
岡本 貴裕	学校法人東ヶ丘学園東ヶ丘幼稚園	
吉田 禎宏	社会福祉法人成仁会	
久米 賢治	東浦町教育委員会	
石原 弘幸	東浦町社会教育委員会	副会長 令和元年7月23日～
鈴木 てる子	東浦町青少年育成地域推進員	
加藤 典一	東知多少年補導委員会	
長坂 鈴代	東浦町保育士	
梶山 博史	公募委員	

4 用語解説（50音順）

【あ行】

育児休業制度

出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

NPO法人

民間非営利組織、ノンプロフィット・オーガニゼーション(Non-Profit Organization)の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。

【か行】

家庭的保育事業

定員1～5人の少人数保育。保育者の居宅、その他の場所において行われる小規模の異年齢保育のこと。原則、0～2歳児までの事業。

企業主導型保育事業

平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う。

協働

地域の課題解決に向けて、行政、地域組織、NPO、ボランティア、事業者等の異なる組織が相互を理解し合い、自立した対等な立場で役割分担を行い、相乗効果を発揮するような協力や連携をすること。

居宅訪問型保育事業

保育を必要とする子どもの居宅で実施する保育のこと。原則、0～2歳児までの事業。

合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。

子育てサロン

子育て中の親子が気軽に集まって、話をしたり遊んだり、地域で仲間づくりと情報交換ができる場所。

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とすること。

【さ行】

社会資源

生活する上での様々なニーズや問題の解決のために使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的・人的資源等の総称。

児童発達支援事業所

日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

主任児童委員

民生委員、児童委員の中から厚生労働大臣に指名されて、児童福祉に関する事項を専門に担当する。

総合学習

児童・生徒の「生きる力」の育成をめざし、各学校が創意工夫を生かして、これまでの教科の枠を越えて行う学習のこと。総合的な学習の時間ともいう。

【た行】

確かな学力

知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。

【な行】

認可保育所

保護者や同居の親族が仕事・病気などで、昼間にお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設。

認定こども園

保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設。

認可外保育施設

児童福祉法第39条に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設で、同法第35条第4項の規程に基づき認可を受けていない保育施設。乳幼児の定員が6人以上の施設など、一定の条件を満たすものは都道府県への届出が必要となる。

【は行】

不登校

何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状態（病気や経済的な理由によるものを除く）にあること。

【や行】

幼稚園における一時預かり（預かり保育）

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

【ら行】

療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和と訳され、働く全ての人が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方のこと。